

令和7年度  
調査研究事業

# 自治体における副業・兼業を 検討する研究会 報告書



公益財団法人  
岡山県市町村振興協会



## 理事長挨拶

昨今、地方自治体を取り巻く環境は、かつてない転換期を迎えています。急速に進行する少子高齢化と人口減少は、地域経済の活力低下のみならず、行政組織そのものの維持にも深刻な影を落としています。特に、多様化・複雑化する住民ニーズへの対応や、DXの推進といった新たな課題が山積する中で、限られた人的資源により、質の高い公務サービスを継続していくことは、すべての市町村にとって喫緊の最重要課題であります。

しかし一方で、地方自治体の職員数は、平成6年（1994年）から約15%減少していることに加えて、職員採用については、少子化による若年層の減少、民間企業の採用早期化や待遇改善等により、採用倍率は過去最低水準となり、人材確保は困難を極めています。

こうした中、地方自治体では、職員自らの自律的なキャリア形成、自己実現のニーズの高まりを背景として、副業・兼業を可能とする「柔軟で多様な働き方」を実現できる環境整備が求められていることから、今年度の調査研究事業では「自治体における副業・兼業」をテーマに掲げ、研究を行ってまいりました。

これまで地方自治体では、公務の中立性や公正性、職務専念義務の観点から「副業・兼業」は、極めて抑制的に捉えられてきました。しかし、社会全体で働き方の多様化が進む今、組織の壁を越えて知見を循環させる「副業・兼業」は、職員のキャリア形成や能力開発の有力な手段となり得ます。職員が外部活動を通じて得る新たな視点や専門スキル、そして地域住民との直接的なネットワークは、巡り巡って所属自治体の組織活性化や、イノベーションの創出に大きく寄与するものであります。

本報告書では、先進事例や県内市町村を対象としたアンケート結果の分析を行い、実務に即した多角的な検討結果をまとめております。それぞれの自治体において、副業・兼業を実現できる魅力ある職場づくりを検討する際にご活用いただけることを切に願っております。

結びに、本調査研究の推進にあたり、多大なるご指導とご協力を賜りました福知山公立大学地域経営学部 准教授 杉岡秀紀氏を始め、県内市町村及び関係各位に深く感謝申し上げます。

令和8年3月

公益財団法人岡山市町村振興協会

理事長 栗山 康彦



## 目 次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 理事長挨拶 .....                   | 1  |
| 目次 .....                      | 3  |
| 研究会概要 .....                   | 5  |
| 成果発表会 .....                   | 13 |
| 成果発表会募集案内 .....               | 15 |
| 1. はじめに .....                 | 19 |
| 2. 副業・兼業の現状 .....             | 22 |
| 3. アンケート結果の分析 .....           | 25 |
| 4. 提案1 副業・兼業の制度の周知 .....      | 32 |
| 5. 提案2 副業・兼業のための職場環境の改善 ..... | 45 |
| 6. 提案3 小規模自治体の副業・兼業 .....     | 50 |
| 7. 積み残した課題 .....              | 56 |
| 指導助言者寄稿 .....                 | 59 |
| 県内市町村アンケート .....              | 69 |



# 研究会概要



令和7年度調査研究事業

## 自治体における副業・兼業を検討する研究会

### 研究会の目的



自治体職員の副業・兼業の現状と課題を明らかにして、先行実施している自治体等の事例を参考にしながら、これからの時代に求められる公務員の「働き方」を研究しました。

### 指導助言者



福知山公立大学地域経営学部 准教授

杉岡 秀紀 氏 (すぎおか ひでのり)

奈良県生まれ。同志社大学経済学部卒業、同志社大学大学院総合政策科学研究科修了。内閣官房行政改革推進本部事務局参事官付、同志社大学政策学部嘱託講師、京都府立大学公共政策学部講師（専任）を経て、2016年から現職。大阪公立大学大学院・島根県立大学非常勤講師（兼職）、総務省主権者教育アドバイザー（兼職）、厚生労働省地域雇用活性化推進事業地域支援アドバイザー（兼任）。専門は公共政策（自治体政策・地域政策）、地方自治。自治体学会評議員・理事・企画部会長・近畿自治体学会運営委員、日本協働政策学会理事、産学連携学会学術誌委員会委員・地域連携教育研究会代表を務める。自治体における副業・兼業に関する論文多数。

## 年間スケジュール



第1回 5/26 (月) 13:00~17:00

- ・オープンセミナー：演題「自治体における副業・兼業の現状と課題」  
【対面・オンラインのハイブリッド形式(28名聴講)】
- ・グループワーク：自己紹介、課題共有、今後の進め方

第2回 7/7 (月) 13:00~17:00

- ・座学&ミニ意見交換
- ・月刊ガバナンス7月号をもとにワーク

第3回 8/25 (月) 13:00~17:00

- ・話題提供1「政策立案の技法」
- ・話題提供2「地方公務員の兼業に関する技術的助言等について」  
総務省自治行政局公務員部 公務員課長 越尾 淳 氏
- ・話題提供3「久慈市の週休3日制度について」  
岩手県久慈市総務課 人事係長 中村 武志 氏

第4回 10/10 (金) 13:00~17:00

- ・話題提供1「リサーチ活動のデザイン」
- ・話題提供2「昨年度までの研究会における調査動向」
- ・グループワーク「今年度の調査計画」

県内市町村アンケート調査 11/10 (月)~12/5 (金) 1,907名回答

第5回 11/28 (金) 13:00~17:00

- ・話題提供「プレゼンの技法」
- ・アンケート結果の共有・分析

第6回 12/19 (金) 10:00~15:00 【真庭市立中央図書館 会議室】

- ・グループワーク

臨時研究会 1/9 (金) 9:00~11:00 【オンライン (Zoom)】

- ・成果発表会の打合せ

成果発表会 1/23 (金) 13:00~17:00

- ・成果発表会は14:00~15:40【オンライン形式(27名聴講)】

## 研究生



(敬称略)

| 自治体名 | 所属            | 職名 | 氏名                |
|------|---------------|----|-------------------|
| 高梁市  | 土木部都市整備課建築営繕室 | 主任 | たなべ ちから<br>田邊 力   |
| 真庭市  | 総務部 総務課       | 主査 | やぎ くみこ<br>八木 久美子  |
| 新庄村  | 産業建設課         | 主事 | たなか あいか<br>田中 愛力  |
| 鏡野町  | 産業観光課         | 主任 | いけだ あかり<br>池田 亜加理 |
| 美咲町  | 産業観光課         | 主査 | はやしだ ゆうき<br>林田 祐樹 |

### 事務局 公益財団法人岡山県市町村振興協会

|        |     |                      |
|--------|-----|----------------------|
| 総務振興課  | 副主査 | ふくもと しんのすけ<br>福元 紳之介 |
| 研修センター | 主査  | ふくだ けんじ<br>福田 健二     |

## 集合写真



※令和7年7月7日 第2回研究会で撮影



公益財団法人岡山市町村振興協会  
令和7年度 調査研究事業

## 自治体における 副業・兼業を検討する研究会

職員減少時代の人事戦略として**副業・兼業**について研究します。**やる気のある・有能な人材**が退職という手段を選ばず、**今の職場**で思う存分、能力を発揮できる**多様な働き方**を実現できないだろうか。**副業・兼業**を通じた**地域貢献・スキルアップ**等、**前向き!**に考えていきましょう!

### 指導助言者



福知山公立大学地域経営学部

准教授 **杉岡 秀紀** 氏 (すぎおか ひでのり)

奈良県生まれ。同志社大学経済学部卒業、同志社大学大学院総合政策科学研究科修了。内閣官房行政改革推進本部事務局参事官付、同志社大学政策学部嘱託講師、京都府立大学公共政策学部講師(専任)を経て、2016年から現職。大阪公立大学大学院・島根県立大学非常勤講師(兼職)、総務省主権者教育アドバイザー(兼職)、厚生労働省地域雇用活性化推進事業地域支援アドバイザー(兼任)。専門は公共政策(自治体政策・地域政策)、地方自治。自治体学会評議員・理事・企画部会長・近畿自治体学会運営委員、日本協働政策学会理事、産学連携学会学術誌委員会委員・地域連携教育研究会代表を務める。自治体における副業・兼業に関する論文多数。

## 募集内容

**定員** 10名程度

**対象** 副業・兼業に関心を持つ職員、総務・人事担当者 等

**会場** 岡山県市町村振興センター内会議室

(岡山市北区今二丁目2番1号)

※Zoomを活用したオンラインでの開催も併用する場合があります。

**締切** 令和7年5月7日(水)までに総務・人事担当者を通じてお申し込みください。

**日程** 第1回は5月26日(月) 13:00~17:00の予定

※第2回以降は研究生・講師と調整の上、1か月半に1回程度の開催とします。

※約6回の研究会を行い、成果発表会を予定しています。

自治体職員の副業・兼業の現状と課題を明らかにして、先行実施している自治体等の事例を参考にしながら、これからの時代に求められる公務員の「働き方」を研究します。



- なぜ自治体では副業・兼業が進まないのか？
- どうすれば副業・兼業を可とする人事制度を実現できるのか？
- どうすれば自治体の仕事を魅力UP!できるか？
- 自治体職員の副業・兼業は地域にどのような影響を及ぼすのか？

お問い合わせ

(公財) 岡山県市町村振興協会 担当: 福元  
〒700-0975 岡山市北区今二丁目2番1号  
TEL 086-245-4882 FAX 086-245-4421  
E-mail fukumoto@shinko-okayama.jp



# 成果発表会

令和8年1月23日に開催した成果発表会のスライドを掲載しています。



公益財団法人岡山市町村振興協会  
令和7年度調査研究事業

自治体における  
**副業・兼業**を検討する研究会  
**成果発表会**  
「多様な働き方」と「地域貢献」  
の実現に向けて

2026.1.23 (金)

14:00～15:40

【オンライン】 Zoom



## プログラム

- 13:30 Zoomへ接続可能
- 14:00 開会・オリエンテーション
- 14:05 研究生発表
1. はじめに
  2. 副業・兼業の現状
  3. アンケート結果の分析
  4. 提案1 副業・兼業の制度の周知
  5. 提案2 職場環境の改善
  6. 提案3 新しい働き方
  7. まとめ
- 15:00 指導助言者講評
- 15:40 閉会



<https://zoom.us/join>

ミーティング ID : 728 268 5837

パスワード : secj2025

名前 : 個別端末(市町村名)(姓名)

共用端末(市町村名)(●台目●人)

※ オンラインでの参加にあたり、参加者名及び人数が分かるように名前の変更をお願いします。

※ マイクはミュートにしてご参加ください。カメラはOFFでも構いません。

## 研究生

| 自治体名 | 所属            | 職名 | 氏名     |
|------|---------------|----|--------|
| 高梁市  | 土木部都市整備課建築営繕室 | 主任 | 田邊 力   |
| 真庭市  | 総務部総務課        | 主査 | 八木 久美子 |
| 新庄村  | 産業建設課         | 主事 | 田中 愛力  |
| 鏡野町  | 産業観光課         | 主任 | 池田 亜加理 |
| 美咲町  | 産業観光課         | 主査 | 林田 祐樹  |

## 指導助言者



### 福知山公立大学地域経営学部

准教授 **杉岡 秀紀** 氏 (すぎおか ひでのり)

奈良県生まれ。同志社大学経済学部卒業、同志社大学大学院総合政策科学研究科修了。内閣官房行政改革推進本部事務局参事官付、同志社大学政策学部嘱託講師、京都府立大学公共政策学部講師（専任）を経て、2016年から現職。大阪公立大学大学院・島根県立大学非常勤講師（兼職）、総務省主権者教育アドバイザー（兼職）、厚生労働省地域雇用活性化推進事業地域支援アドバイザー（兼任）。専門は公共政策（自治体政策・地域政策）、地方自治。自治体学会評議員・理事・企画部会長・近畿自治体学会運営委員、日本協働政策学会理事、産学連携学会学術誌委員会委員・地域連携教育研究会代表を務める。自治体における副業・兼業に関する論文多数。

お問い合わせ

(公財) 岡山市市町村振興協会 担当：福元・福田  
 〒700-0975 岡山市北区今二丁目2番1号  
 TEL 086-245-4882 FAX 086-245-4421  
 E-mail soumu@shinko-okayama.jp



成果発表会

**「多様な働き方」  
と「地域貢献」の  
実現に向けて**

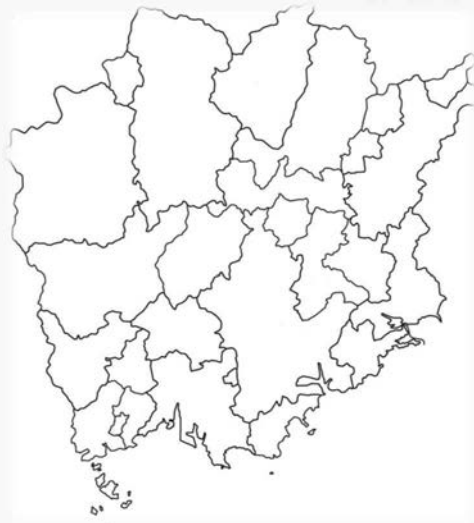
自治体における副業・兼業を検討する研究会  
公益財団法人岡山県市町村振興協会

1

**本日の流れ**

1. はじめに
2. 副業・兼業の現状
3. アンケート結果の分析
4. 提案1 副業・兼業の制度の周知
5. 提案2 副業・兼業のための職場環境の改善
6. 提案3 小規模自治体の副業・兼業
7. 積み残した課題

2



# 1. はじめに

## 研究会の概要

自治体職員の副業・兼業の現状と課題を明らかにして、先行実施している自治体等の事例を参考にしながら、これからの時代に求められる公務員の「働き方」を研究しました。

- なぜ自治体では副業・兼業が進まないのか？
- どうすれば副業・兼業を推進できるのか？
- どうすれば自治体の仕事を魅力UP!できるか？
- 自治体職員の副業・兼業は地域にどのような影響を及ぼすのか？

## 指導助言者

福知山公立大学地域経営学部

准教授 杉岡 秀紀 氏 (すぎおか ひでのり)

奈良県生まれ。同志社大学経済学部卒業、同志社大学大学院総合政策科学研究科修了。内閣官房行政改革推進本部事務局参事官付、同志社大学政策学部嘱託講師、京都府立大学公共政策学部講師（専任）を経て、2016年から現職。大阪公立大学大学院・島根県立大学非常勤講師（兼職）、総務省主権者教育アドバイザー（兼職）、厚生労働省地域雇用活性化推進事業地域支援アドバイザー（兼任）。専門は公共政策（自治体政策・地域政策）、地方自治。自治体学会評議員・理事・企画部会長・近畿自治体学会運営委員、日本協働政策学会理事、産学連携学会学術誌委員会委員・地域連携教育研究会代表を務める。自治体における副業・兼業に関する論文多数。



5

## 研究生の紹介

高梁市土木部都市整備課建築営繕室 主任 田邊 力

真庭市総務部総務課 主査 八木 久美子

新庄村産業建設課 主事 田中 愛力

鏡野町産業観光課 主任 池田 亜加理

美咲町産業観光課 主査 林田 祐樹

6

## 研究会の取り組み

- 第1回研究会 5/26 (月)
- 第2回研究会 7/7 (月)
- 第3回研究会 8/25 (月)
- 第4回研究会 10/10 (金)
- 県内市町村アンケート 11/10 (月) ~12/5 (金)
- 第5回研究会 11/28 (金)
- 第6回研究会 12/19 (金)
- 臨時研究会 1/9 (金)
- 成果発表会 1/23 (金)



7

## ゲストスピーカー (第3回研究会で登壇)

**総務省**自治行政局公務員部

公務員課長 越尾 淳氏

「地方公務員の兼業に関する技術的助言等について」



**岩手県**

**久慈市**総務課

人事係長 中村 武志氏

「久慈市の週休3日制度について」

8



## こんな声ありませんか？

### 【職員から】

- ・スキルアップにつながる活動や知識を得たい
- ・地域に貢献できる活動がしたい
- ・やってみたいことは多いが規制が多くチャレンジできない
- ・もっと収入を得たい

### 【地域から】

- ・農業や地域産業の担い手が不足している
- ・人手不足や専門知識の欠如で、地域活動が停滞している

### 【人事・管理職から】

- ・公務員って営利企業への副業・兼業はできないんじゃないの？
- ・副業・兼業で公務を疎かにされたら困るんだけど

## 今回の発表目的

総務省が令和7年6月、「地方公務員の兼業に関する通知」を行い、地方自治体における公務員の副業・兼業解禁の動向や事例を参考にし、各市町村での副業・兼業について推進を図るため。

### 【背景にある社会の状況】

- ① 働き方改革：職員のワークライフバランス向上と能力開発の推進。
- ② 地域課題の多様化：地域活動の担い手不足解消、専門知識・スキルを持つ公務員の地域への還元。
- ③ 法律上の原則と例外：地方公務員法第38条（営利企業等の従事制限）の原則に対し、条例でどのように例外を設けるか。

11

## 公務員の副業制度の法的根拠と原則

現在、下記のとおり地方公務員法第38条等により原則として営利企業への従事は禁止されている。

| 項目         | 国家公務員法             | 地方公務員法              | 制限の根拠となる三大原則 |
|------------|--------------------|---------------------|--------------|
| 営利企業等役員の兼職 | 原則禁止<br>(許可制に移行中)  | 任命権者の許可<br>(第38条1項) | 職務専念義務       |
| 自営の制限      | 原則禁止<br>(許可制に移行中)  |                     | 公正性・中立性の確保   |
| 報酬を得る活動    | 任命権者の許可<br>(第104条) |                     | 公務の信用保持      |

12

## 国の動き（原則禁止から「公益的活動」へ）

令和7年6月の総務省の「地方公務員の兼業に関する通知」により、自治体の公務員の働き方改革と人材確保を目指している。

これまでの運用

### 「原則禁止・例外のみ許可」

- 三大原則を遵守してきた
- 許可基準が厳格で認められる例が少ない
- 副業・兼業へのイメージが悪かった



これからの方向性

### 「公共性の高い活動は推進」

- 原則禁止→許可制
- 許可基準の明確化と公表
- 時間・報酬の制限
- 地域貢献、スキルアップの推進
- 環境整備の推進 等

13

## 認められやすい副業・兼業の例

- 家業・農業  
無報酬での家業、小規模な農業等
- 地域活動  
講師・講演、執筆、スポーツ指導、NPO等
- その他  
株式投資、不動産投資等



14

## 全国の副業緩和の事例

| 自治体      | 制度名            | 内容                                     | 活動事例                                   |
|----------|----------------|--|--|
| 兵庫県神戸市   | 地域貢献応援制度       | 地域課題の解決や地域貢献を目的とする活動を積極的に許可。報酬を得るものも可。 | NPO法人での運営支援、地域イベントの企画・運営、子育て支援活動など。    |
| 奈良県生駒市   | 兼業許可に関するガイドライン | 地域貢献型副業（謝金を得るものも含む）の許可基準を明確化し、手続きを簡略化。 | 週末の学習塾講師、地域向けセミナーの開催、特技を活かしたワークショップ講師。 |
| 北海道十勝清水町 | タイミー社との包括連携協定  | 各種産業の担い手不足や慢性的な労働力不足に対応するためタイミーを通じて勤務。 | 町職員が報酬を得て農業に従事。                        |

15



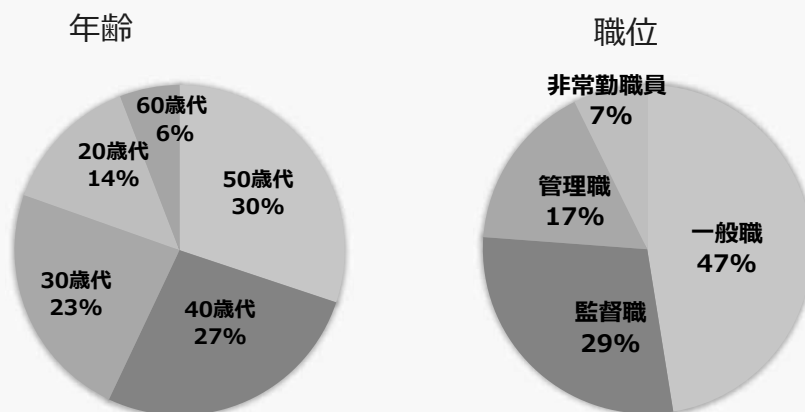
## 3. アンケート結果の分析

## アンケートについて

- 県内全市町村（27自治体）を対象、総勢1,907名の回答
- アンケート期間：11/10（月）～12/5（金）
- アンケート方式：岡山県・市町村 電子申請サービス  
（真庭市アカウントで実施）
- 部署、職位、年齢、在籍期間、雇用形態を問わず、副業に対する考え方や、職場環境、働き方改革について等を調査しました。

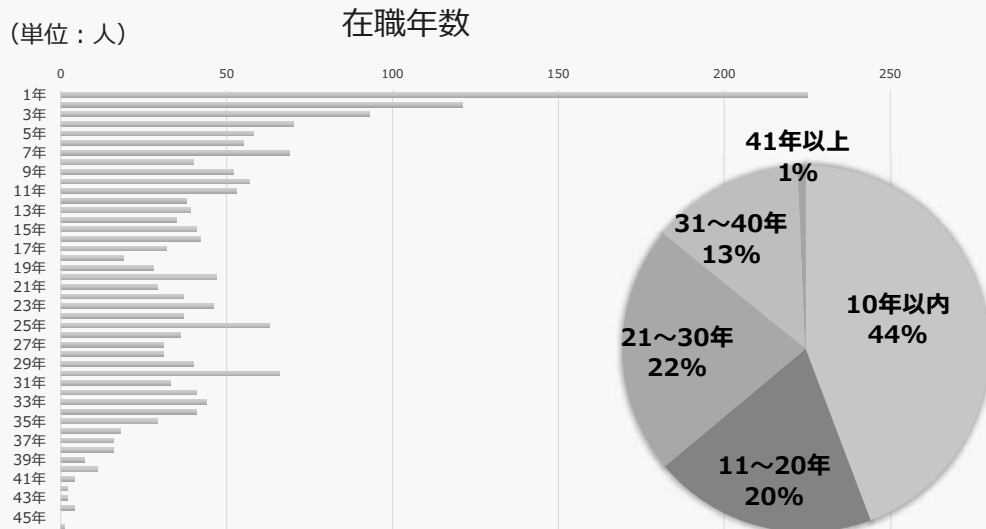
17

## 基礎情報



18

## 基礎情報



19

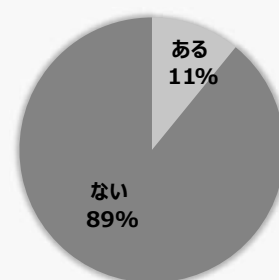
## 副業・兼業経験

Q1.あなたは副業・兼業をしたことがありますか？

(Q1.で「ある」と答えた人)

Q2.どのような種類の副業・兼業ですか？

講師、国勢調査、消防団、試験監督等が多数



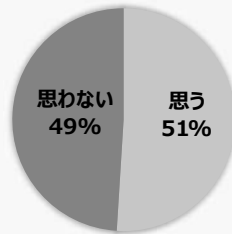
|          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 職業・事業運営  | 会社員・不動産経営・酒類製造・宗教法人役員・神職・農業・投資    |
| 教育・文化・指導 | 大学の非常勤講師・部活指導員・絵画教室・落語家活動         |
| 地域・社会活動  | 放課後児童クラブ・手話通訳・将棋大会審判・地区まちづくり団体の事務 |
| 環境・維持管理  | 草刈り・有害鳥獣駆除・清掃・地域の環境調査活動           |

20

## 職場環境

Q3.あなたの職場は副業・兼業しやすい環境だと思いますか？

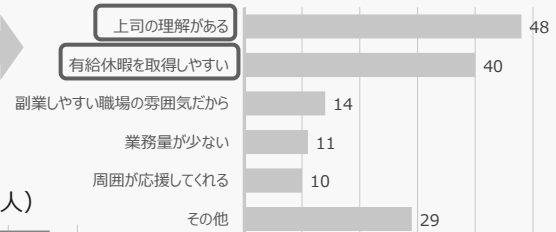
(Q1.で「ある」と答えた人)



Q4.どのような理由でそう思いますか？《複数回答可》

(Q3.で「思う」と答えた人)

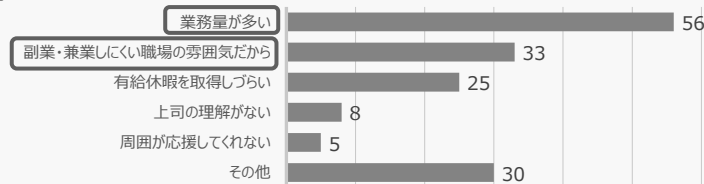
(単位：人)



Q5.どのような理由でそう思いますか？《複数回答可》

(Q3.で「思わない」と答えた人)

(単位：人)



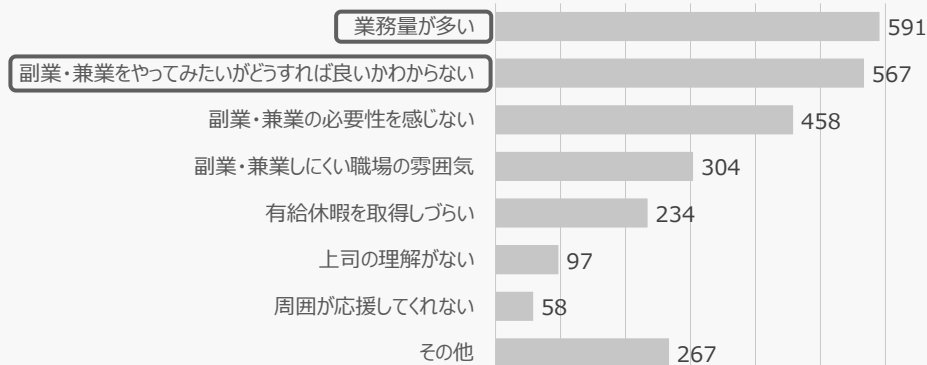
21

## 副業・兼業観

(Q1.あなたは副業・兼業をしたことがありますか？で「2 ない」と回答した人)

Q6.あなたが副業・兼業しない理由は何ですか？

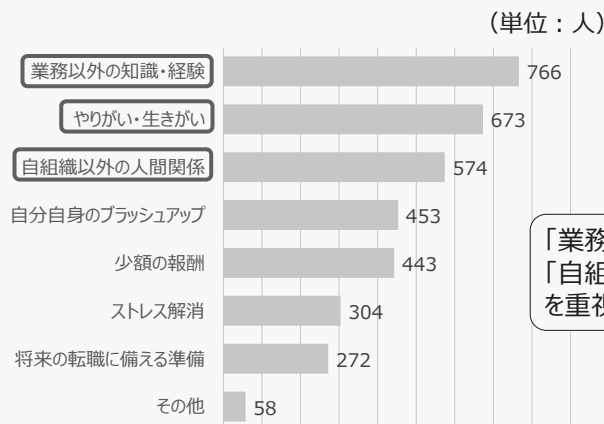
(単位：人)



22

## 副業・兼業観

Q9.あなたが職場外で、副業・兼業以外の取組みから得られるものは何ですか？《複数回答可》Q7で特でない以外で回答した人



「業務以外の知識・経験」、「やりがい・生きがい」、「自組織以外の人間関係」と上位はライフバランスを重視する傾向がみられた。

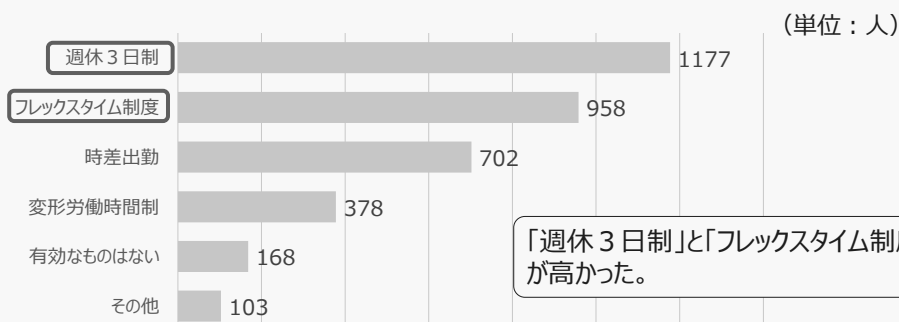
23

## 働き方改革

Q11.あなたはフレックスタイム制度についてどのようにお考えですか？【自由記述】

**おおむね好意的であるが、窓口業務との兼ね合いを懸念する意見が多数みられた。**

Q12.あなたはフレックスタイム制度も含めて、どのような人事制度が副業・兼業に有効だと思いますか？

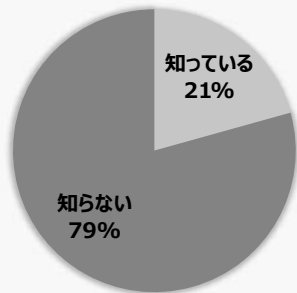


「週休3日制」と「フレックスタイム制度」の関心が高かった。

24

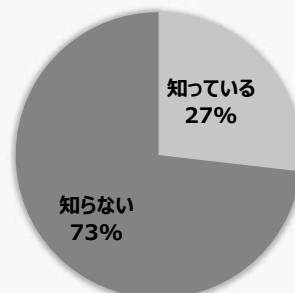
## 副業・兼業の認知度

Q 1 3. 副業・兼業に関する総務省からの  
技術的助言の通知を知っていますか？



知っているが、2割程度と周知率が低いことがわかった。

Q 1 4. あなたの自治体には兼業許可基準  
があるかどうか知っていますか？

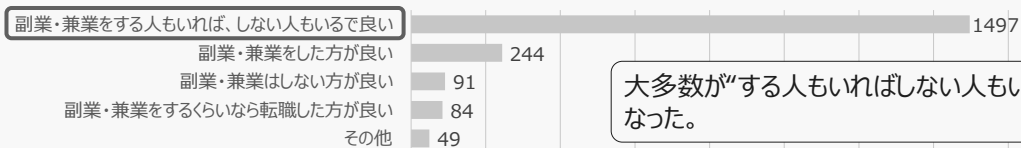


知っているが、3割程度とあまり認識されていなかった。

25

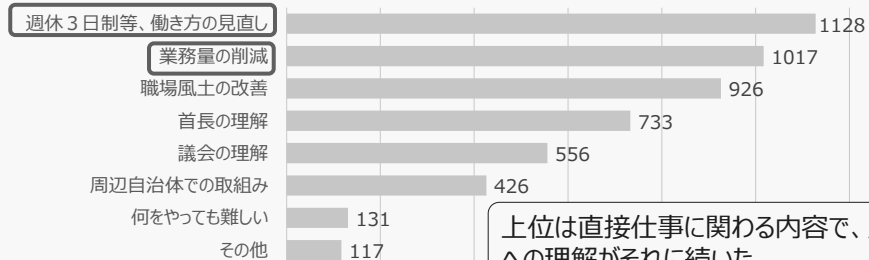
## 副業・兼業の取り組み方

Q 1 5. あなたは自治体職員の副業・兼業についてどのように考えていますか？ (単位：人)



大多数が“する人もいればしない人もいて”となった。

Q 1 7. 自治体で副業・兼業をしやすい環境を整えるために何が重要だと思いますか？ (単位：人)



上位は直接仕事に関わる内容で、周囲への理解がそれに続いた。

26

## アンケートについての考察

- 副業・兼業を「しやすい理由」・「しにくい理由」共に、業務量、有給休暇のとりやすさ、雰囲気などが上位にあがっており、副業・兼業を検討する上で、これらが重要な要素であると考えられる。
- また、「副業・兼業しにくい雰囲気」とは、同僚の業務過多や、当番等の職場の問題と、対外的な理解が得られるかに分解できるのではないか。
- 以上を照らし合わせると、自分はもちろん同僚の業務が安定していることが、副業・兼業をする上で欠かせない要素の1つとなっている。

27

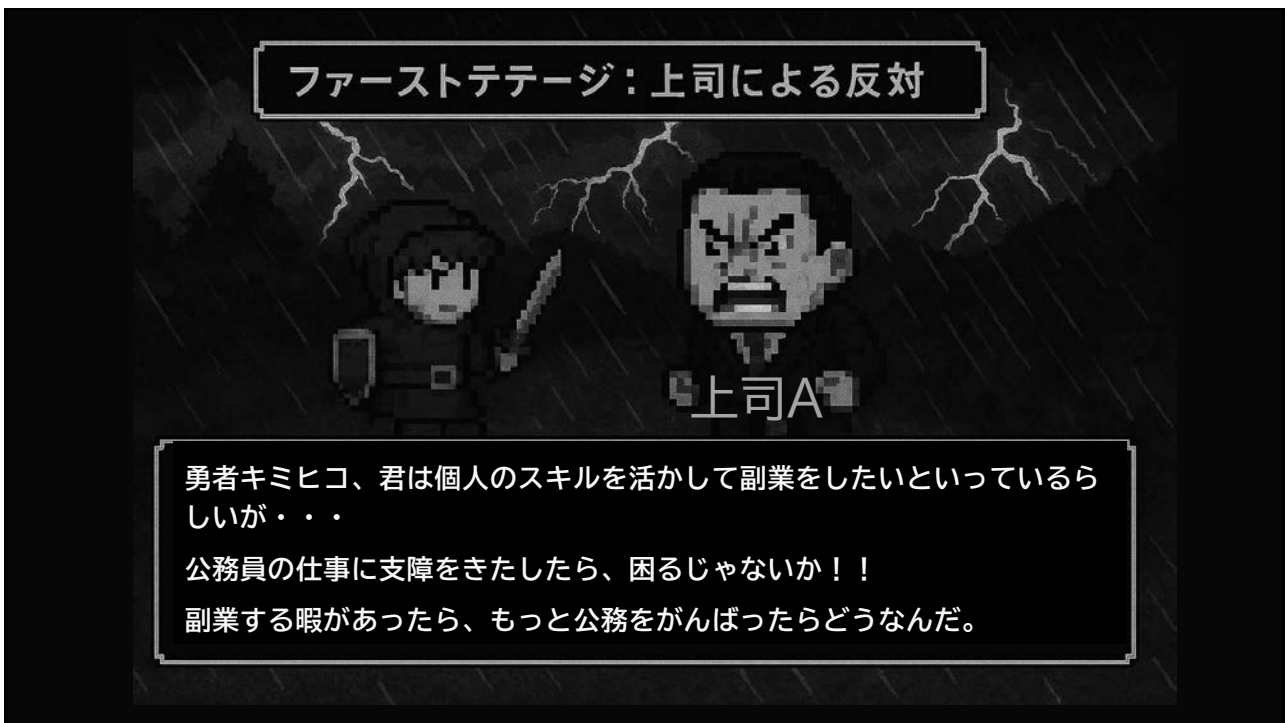
## 課題

- 副業・兼業の定義や内容、意義の周知が進んでいない。  
また、自治体によっては副業・兼業への誤った理解により、例規上取組みが難しくなっている場合も。
- 仕事が忙しく副業・兼業をする時間がない。または、自分の仕事は落ち着いていても周困が忙しそうに副業・兼業にとりくめない等、職場環境が適していない。
- 小規模自治体では、人材不足が大きな課題でありながら、「副業・兼業をやってみたいがどうすれば良いかわからない。」と多数の回答があり、ミスマッチングが起きている。

28

## 4. 提案1 副業・兼業の制度の周知





## どうする？



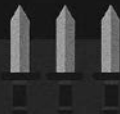
A おっしゃるとおりです。副業はあきらめます。



B 公務外の事に口出しするなんて、パワハラじゃないですか。訴えますよ。



C 3本の剣を手に入れる。



## 副業のための3本の剣

- 1 公務能率の確保
- 2 職務の公正の確保
- 3 職員の品位の保持



## セカンドステージ:管理職の心配



管理職B

勇者キミヒコ、あなたは3本の剣を手に入れ、大変良い副業先であることは、十分に分かってるの。でも、あなたの部署はとても残業が多い所だから・・・

あなたの健康がとても心配だわ・・・

## どうする？



A 仕事を減らしてください。職員数も少なすぎます。



B 大丈夫です。僕は頑丈で健康なのでいくらでも働けます。



C 3つの秘宝を手に入れる



## 副業のための3つの秘宝

- 1 日3時間以内
- 2 週8時間以内
- 3 月30時間以内



## 3 ステージ:ラスボス (営利企業禁止の巨竜)



勇者キミヒコは、3本の剣と3つの秘宝を携え、森の奥深くにやってきた。そこへ、赤く燃え上がる巨竜が現れた。巨大な竜の腹には、こう書かれていた。

「営利企業への副業は禁止」それを見て、キミヒコは愕然とした。

そんなぁ……。これじゃあ、営利企業への副業はできないじゃないか……。

## どうする？



A 禁止と書かれていては、どうしよう  
ない。副業はあきらめよう。



B 禁止と書かれているが、こっそりや  
やってしまおう。



C 各市町村の独自アイテムを  
手に入れる。



## 市町村独自アイテム

事例1【兵庫県のアイテム】

兵庫県社会参画サポート制度の新設

事例2【いわき市のアイテム】

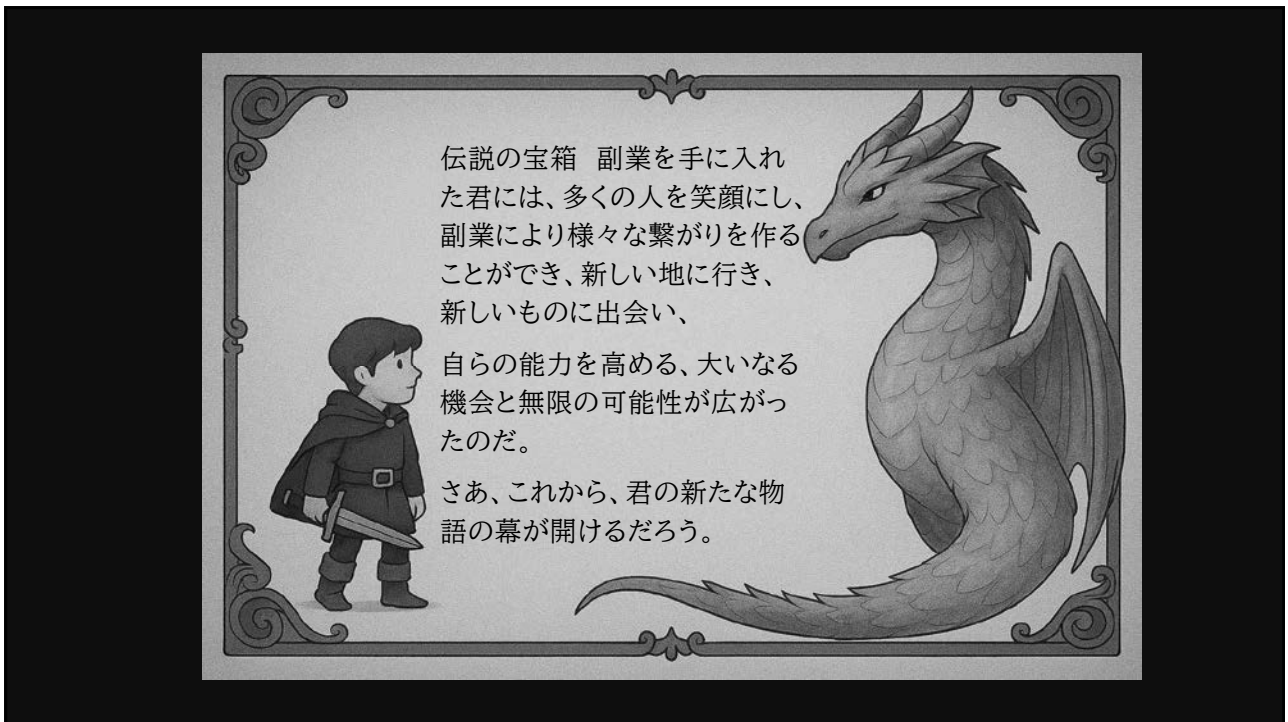
地域貢献活動のルールを明確化

事例3【真庭市のアイテム】

地域貢献型営利企業を追記







## 人事や管理職の心配の壁

上司や人事サイドの心の声……

副業・兼業するのはいいけど、公務員の仕事に支障をきたしたら、困るじゃないか！！



だからこそ、**副業・兼業 3 原則**（必須アイテム・3本の剣）があります。

45

## 副業・兼業のための 3 本の剣

1. 職務遂行上、能率の低下を来す恐れがないこと  
（公務能率の確保）
2. 相反する利害関係を生じる恐れがなく、かつ、その他職務の公正を妨げる恐れがないこと  
（職務の公正の確保）
3. 職員及び職務の品位を損ねる恐れがないこと  
（職員の品位の保持）

→この3原則を満たさなければ、副業・兼業の許可を出すことはできません。

46

## 人事や管理職の心配の壁

そうでなくても、職員の残業時間が多い中、  
副業・兼業をさせられる訳がないじゃないか！！



だからこそ、**労働時間 3 原則**（必須アイテム・健康のための秘宝）  
があります。

47

## 副業・兼業のための 3 つの秘宝



1. 勤務日 3 時間以内週 8 時間以内
2. 週 8 時間以内
3. 1 か月 30 時間以内



48

## 副業・兼業のススメ・・・制度の壁

国の技術的助言（総務省通知）によると、各地方公共団体は、本来営利企業等への副業・兼業がみとめられていた地方公務員制度の原点に立ち返りつつ、職員のニーズや社会情勢の変化も踏まえた内容の許可基準を法の趣旨のもとに創意工夫のうえ、設定すること。

→つまり、現行の国家公務員に準拠した各市町村の例規のままでは、営利企業への副業・兼業や職員個人のスキルや地域の実情を踏まえた自営副業・兼業は、行うことができない。



49

## 副業・兼業のススメ・・・例規の壁を乗り越える

例えば・・・

### 事例 1【兵庫県】

社会参画サポート制度：対象となる副業・兼業：公共性が高く、多様な主体とのネットワーク構築、職員の能力向上が期待でき、行政のサービスの質の向上につながる活動

### 事例 2【いわき市】

地域貢献活動のルールを明確化

### 事例 3【岐阜市】

「福業」ガイドラインを策定し、報酬を得る場合の地域活動を含む具体的な事例を周知して、職員の地域活動、社会活動への意識を高める。

50

## ちなみに・・・真庭市は、こう変えました

### 事例4【真庭市】

営利企業は許可されない例規だったものを・・・  
(営利企業の許可範囲)

第8条 前条第7号ウに規定する「地域貢献型営利企業」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 防災、防犯、交通安全その他の地域の安全に関する企業
- (2) 保健、医療又は福祉の増進に関する企業
- (3) 教育、文化、芸術、生涯学習又はスポーツ推進に関する企業
- (4) まちづくり、環境美化に関する企業
- (5) 青少年の健全育成に関する企業
- (6) 産業、商業、観光、交通その他の経済活動の活性化に関する企業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める企業

51

「公務員副業・兼業のための大原則である、3本の剣と3本の秘宝、市町村独自アイテム」これを獲得した上で、必ず、営利企業従事許可申請書を提出し、許可を得てください。

公務員が、許可申請を行わずに副業・兼業を行うと・・・  
**分限懲戒処分に！！【要注意】**

52

## 副業・兼業プチ情報

### ・労働時間と割増賃金の考え方について

労働時間は、通算される。先に契約した方から、後に契約をした方の  
順位通算

つまり、法定内労働時間週40時間、1日8時間を超える場合は、割  
増賃金になります。

→フルタイムの方が副業・兼業する場合は、1.2倍以上・・・、  
休日は、1.35倍以上になります。副業・兼業先には、きちんと伝えて、  
法定時間外労働での契約を行ってください。

53

公務員クエスト～副業・兼業への道～ を作成していると・・・複数の  
若手職員から声をかけられました。

- ・ 若手 1「真庭市は、副業・兼業をやっていいんですか？」
- ・ 若手 2「副業・兼業するには、どうすればいいかって思ったので、ぜひ相談させてください。」

→まだまだ、公務員の副業・兼業はできないイメージが定着しており、  
自分たちの制度なのに、自分たちが知らない・・・

54

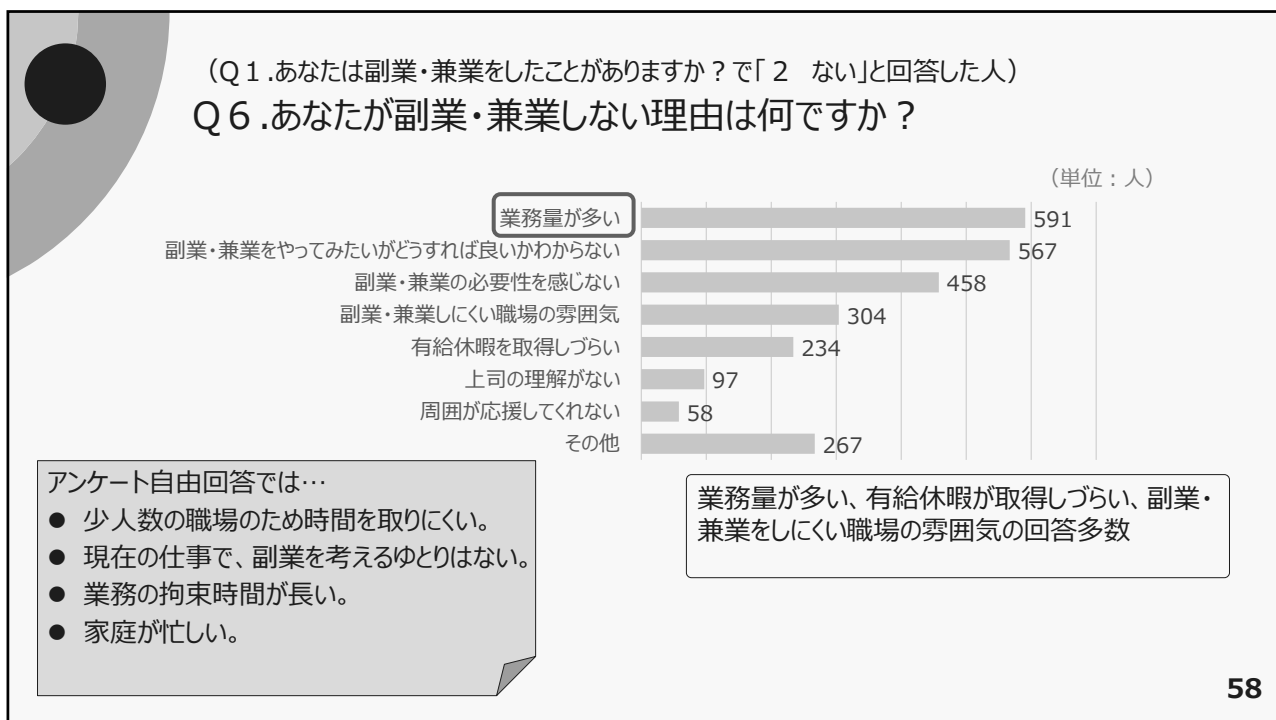
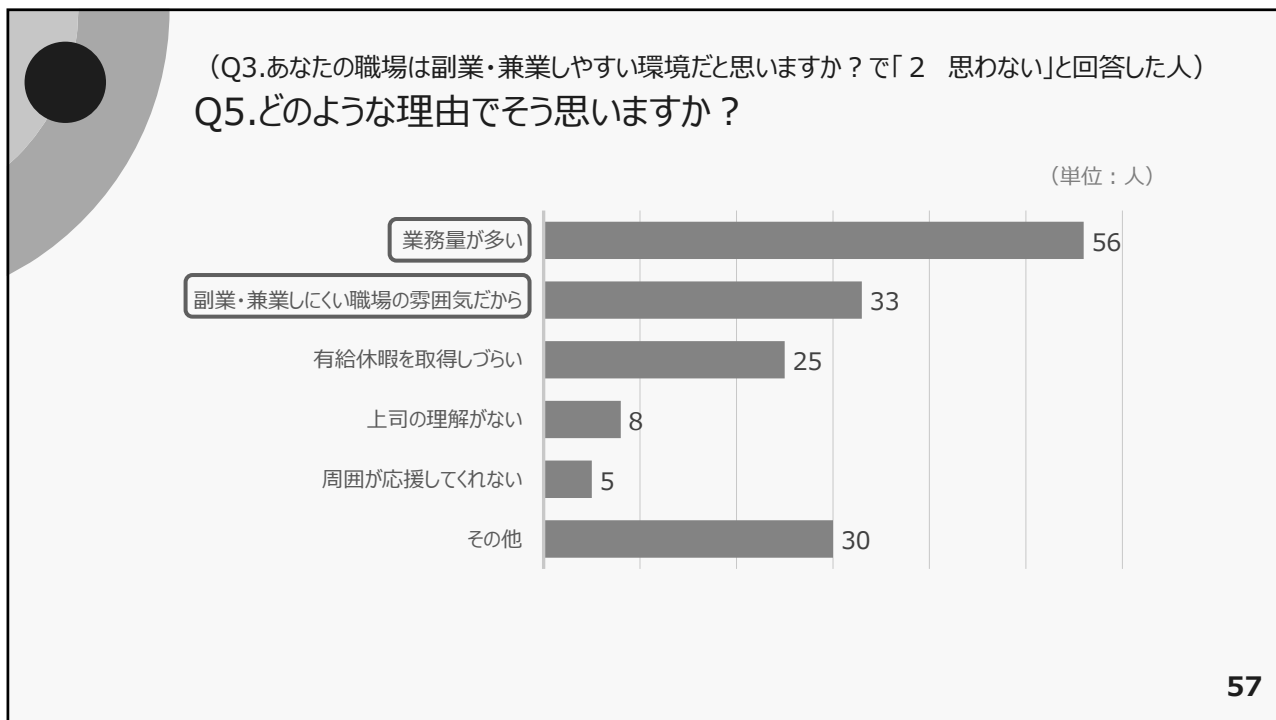
周知方法は？

1. ワンペーパーを作って、分かりやすくお知らせする
2. 公務員への周知方法は、掲示板、研修、組合
3. 申請しても許可されなさそう・・・というマイナスイメージを  
払拭！！

55

## 5. 提案2 副業・兼業のための 職場環境の改善





## 自治体職員の減少、一方で増加する業務量



部署によって異なる業務量・繁忙期  
 家庭事情によって制度を利用できない職員への対応

特定の部署や特定の職員だけが副業・兼業に取り組むのではなく、  
 誰もが副業・兼業に取り組みやすい環境

職場環境の改善、風土づくり が必要

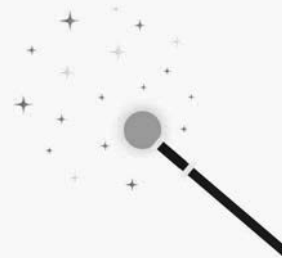


…でも、どうしたらいいの？



## 職場環境の改善対策

1. 上司自らが副業・兼業に取り組む
2. 他の自治体との人事交流促進
3. 業務量や人員配置の見直し



61

## 1. 上司自らが副業・兼業に取り組む

まずは上司が副業・兼業に積極的に取り組むことで、他の職員が副業・兼業に取り組みやすくなる職場の雰囲気づくり

例えば、

- スポーツ指導員
- 有害鳥獣駆除員（ハンター）
- 地域のまちづくり活動
- 農業組合法人への従事 等



さらには、自身が持っているスキルを活用して副業・兼業に取り組むことで、モチベーションの向上、地域貢献につながる。

62

## 2. 他の自治体との人事交流促進

・職員研修 通常、座学で開催されることが多い研修。実際に他の自治体へ赴き、自分が所属する自治体以外の業務の進め方、考え方を体験し、学ぶ。



・短期派遣勤務 年単位の勤務ではなく、週に1回、月に数回等、短期で他の自治体での勤務を行う。



他の自治体の業務の進め方、考え方を体験することで、スキルアップにつながる。

63

## 3. 業務量や人員配置の見直し

- 業務量の違い、残業、繁忙期の有無など、部署によって大きく異なる。職員の誰もが、副業・兼業に挑戦することができる職場環境づくりが必要。
- 副業・兼業の促進のために各部署の業務量や人員配置を見直してみては？

「副業・兼業は自由な時間の過ごし方の選択肢の一つ」と考え、職員一人ひとりの多様な働き方を認めることができる職場づくりを！



64

## 6. 提案3 小規模自治体の 副業・兼業



### 自治体間「助け合い型」副業・兼業の提案

—公務員の新しい働き方を、自治体経営の視点から考える—

- 公務員の副業・兼業を自治体経営・人材育成の手段として検討
- 派遣に代わる新しい選択肢

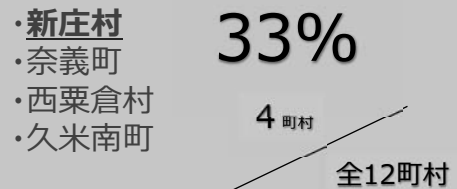
## なぜ今、これ考えたのか

### 小規模自治体の現実

- 人口減少・職員の減少
- 一人ひとりが多くの業務を兼務
- 忙しさの中で
  - 学ぶ時間
  - 改善する余裕 がない

➡ 「人が足りない」のではなく  
「人を活かす仕組みが足りない」

岡山県内の人口1万人未満の町村



人口1万人未満の市町村は  
489団体（全団体の27.4%）  
※総務省調べ

67

## 現行制度の課題

職員派遣は有効だが…  
年単位派遣が合わない自治体もある

- 主流は1～2年の職員派遣
- 小規模自治体では  
1人抜ける負担が大きすぎる

68

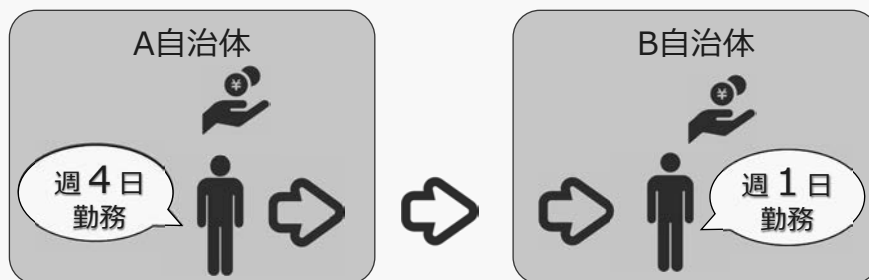
## 発想の転換

職員を「抜く」から「助け合う」へ

- 年単位派遣 → 週1回・月数回だけ他自治体で働く
- 本務を継続したまま他自治体を支援
- 副業・兼業という形が適している

69

## 助け合い型 副業・兼業とは



- A自治体職員がB自治体で週1回、副業・兼業として勤務
- 即戦力として実務支援
- 賃金+通勤手当は受入側負担


➡ 助ける側も、助けられる側も双方に無理がない

70

## 制度面の整理

なぜ可能なのか

- 公務同士の相互支援で公益性が高い
- 総務省が進める  
多様な働き方  
副業・兼業  
週休3日・フレックス

 国の方向性とも整合

71


## 週休3日・フレックスとの関係

なぜ必要か

- 週1回、他自治体で働く時間を生むため
- 本務を圧迫しないため

効果

- 週休3日+フレックス → 副業・兼業が現実的に
- 逆に 週1日来てくれる職員がいれば  
自分の自治体でも週休3日を実現しやすくなる

 制度同士が支え合う関係

72

## 職員・自治体・地域への効果

### 職員

- 新しい視点・スキルアップ
- やりがい・モチベーション向上

### 自治体

- 即戦力確保
- 業務改善・風土改革

### 地域

- 行政サービスの質向上
- 持続可能な体制づくり

73

## だから「新庄村」でやってみたい

### なぜ新庄村か

- 小規模自治体で
  - 人手不足
  - 兼務が多い→全国の自治体の縮図
- だからこそモデルケースになれる

➡ 成功すれば、他自治体にも展開可能

74

## 新庄村でのスモールスタート案

- 近隣自治体と連携
- 週1日・特定業務から開始
- 期間限定の実証実験
- 効果・課題を検証し共有

75

## まとめ

- 副業・兼業は「個人のため」だけではない
- 自治体間の助け合いは
  - 人材不足
  - 働き方改革
  - 職員育成
 を同時に進める

公務員の副業・兼業を  
個人のためではなく、自治体のために。  
新庄村から、一歩踏み出してみたい。



76

## 7. 積み残した課題



### 検討が必要なニーズ (今回検証できていない課題)

- 地域のニーズ  
→適切な地域貢献につなげるための分析・検証
- 首長（上層部）のニーズ  
→上層部の方針・方向性に即した政策立案・折衝
- 外部（民間）から入ってくることのニーズ  
→民間との協業や連携にあたっての体制やルールの整備

## まとめ 攻略（副業・兼業を推進）するために

- I. 攻略本を読む → 現行制度や先進事例の研究
- II. キャラ・特性の確認 → 現状と課題の分析
- III. レベルアップ・アイテムの確保 → 制度設計・検討
- IV. ステージの攻略 → 周知・運用

独自のアイテムを作って攻略していきましょう！

79



80

## 参考文献

- 生駒市 | 地域貢献活動を行う職員の営利企業等の従事（副業）の促進について  
<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000010732.html>
- 総務省 | 地方公共団体の行政改革等 | 遅行公務員数の状況  
<https://www.soumu.go.jp/iken/kazu.html>
- 総務省 | 報道資料 | 地方公務員の兼業に関する技術的助言の通知  
[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei11\\_02000242.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei11_02000242.html)
- 株式会社タイミー | プレスリリース | 十勝 清水町と包括連携協定を締結  
<https://corp.timee.co.jp/news/detail-3103/>
- 内閣府 | 第23回地方消費者行政専門調査会（神戸市）  
[https://www.cao.go.jp/consumer/history/05/kabusoshiki/chihou/doc/023\\_190807\\_shiryou1\\_5.pdf](https://www.cao.go.jp/consumer/history/05/kabusoshiki/chihou/doc/023_190807_shiryou1_5.pdf)
- 兵庫県 | キャリア・働き方  
[https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/career\\_workstyle.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/career_workstyle.html)

81

ご清聴  
ありがとうございました



# 指導助言者寄稿



## 「選ばれる自治体」と副業・兼業 — 「自治体における副業・兼業を検討する研究会」の意義と展望—

杉岡 秀紀（福知山公立大学地域経営学部准教授）

### 1. はじめに

2024 年末に岡山県市町村振興協会事務局から 2025 年度の調査研究事業、具体的には「自治体における副業・兼業を検討する研究会（以下、研究会）」の指導助言者としての伴走依頼があり、1 年弱ではあったが、研究会の伴走をさせてもらった。

小稿では、本研究会の意義を振り返るとともに、自治体職員の副業・兼業の背景について若干の補足（補論）し、最後に積み残した課題について私見を述べることにしたい。

### 2. 「自治体における副業・兼業を検討する研究会の意義

本研究会は、2025 年 5 月 26 日のオープンセミナーを皮切りに、成果発表会の 1 月 23 日まで、計 8 回開催された。この間、高梁市・真庭市・鏡野町・美咲町・新庄村から派遣された自治体職員（以下、研究生）5 名での議論はもとより、ゲスト講師 2 名による話題提供、アンケート調査など多様な切り口からこの問題にアプローチしてきた（図表 1）。

以下、本研究会の意義について、3 つの視点から整理してみる。

図表 1 「自治体における副業・兼業を検討する研究会」の記録

| 日 時                          | 内 容                      | 備 考   |
|------------------------------|--------------------------|---|
| 5 月 26 日（月）                  | 第 1 回研究会<br>（オープンセミナー含む） | ハイブリッド開催<br>（参加者：28 名）  |
| 7 月 7 日（月）                   | 第 2 回研究会                 |   |
| 8 月 25 日（月）                  | 第 3 回研究会                 | （ゲスト）<br>総務省自治行政局公務員部<br>公務員課長 越尾 淳 氏<br>岩手県久慈市<br>人事係長 中村 武志 氏 |
| 10 月 10 日（金）                 | 第 4 回研究会                 |   |
| 11 月 10 日（月）<br>～12 月 5 日（金） | 県内市町村アンケート               |   |
| 11 月 28 日（金）                 | 第 5 回研究会                 |   |
| 12 月 19 日（金）                 | 第 6 回研究会                 | 真庭市での開催   |
| 1 月 9 日（金）                   | 臨時研究会                    |   |
| 1 月 23 日（金）                  | 成果発表会                    | オンライン開催<br>（参加者：27 名）   |

（出所）筆者作成

意義の1つは「メンバーの多様性」である。5名の所属はやや県北に集中しているものの、市・町・村の3つのレイヤーが揃った。男女比は男性2名、女性3名とほぼ同数であり、職種は主事・主任・主査と管理職こそ不在だが、ある程度分散している。何より特徴的なのは、5名のうち4名に民間で働いた経験があり、公務外の世界を知っている点である。すなわち、副業・兼業のパートナー先の言語や目線への理解がある方が多く、このテーマについても非常に前向きであった。また、5名のうち1名は現役の人事担当者であり、まさに自治体の副業・兼業を人事サイドで支える立場にあった。この現場の声が、提言を構成する際、極めて有益に働いたことは言うまでもない。

2つは、「第一線の外部ゲストから話題提供を頂けたこと」である。お一人は、総務省自治行政局公務員部公務員課長の越尾淳氏。元々筆者の元職での同僚（先輩）というご縁はあったが、2025年1月27日に総務省が主催する「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」内の「地方公務員の働き方に関する分科会（座長：嶋田博子 京都大学公共政策大学院教授）」に筆者が話題提供者として招かれた縁で再会し、登壇が実現した。折しも総務省が6月に「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項について（通知）」を各自治体に発出した直後のタイミングであり、極めて今日的な話題を提供いただけた。お二人目は岩手県久慈市人事係長の中村武志氏。テーマは「週休3日制」であったが、全国でも導入例が少なく（杉岡 2024）、筆者が読んだ雑誌の特集記事から端緒を得て、快諾を頂いた。当日は公務の都合でオンラインのみの参加となったが、今回の研究生の提言にもその知見を十分に活用させて頂いた。

3つは「岡山の副業・兼業の実態を見える化できたこと」である。総務省（2025a）によれば、全国の自治体でどれほどの副業・兼業例があるのかは概ね判明している（図表2）。2018年、2023年の調査では、その数は概ね42,000件弱であった。「1件＝1人」と仮定すると、経験者は全職員数の約1.4%程度になる。しかし、この多寡については、時間軸以外の比較軸がないと評価が難しい。今回は岡山県内の実態調査を行い、その実情が浮き彫りになった。1,907名というサンプル数だが、調査結果は11%という数値であった。すなわち、岡山県では全国的な動向よりも副業・兼業経験者が有意に多いことが判明した。もとより国の調査は営利企業への従事等に係る許可案件に限定されており、非営利組織等への従事は含まれていない。一方、今回の調査は「副業・兼業の経験」を広く問うており、任命権者の許可を要しない活動も含んでいる蓋然性が高い。しかし、それにしても1割という数字は、決して少なくない規模と言えるのではないだろうか。

図表 2 営利企業への従事等に係る任命権者の許可件数

(単位:件)

|        | 社会貢献活動の許可件数 ※1 |     |       |    |        |        |        |        | 許可件数合計 |  |
|--------|----------------|-----|-------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--|
|        | 類型 I           |     | 類型 II |    | 類型 III |        | 小計     |        |        |  |
|        | H30            | R5  | H30   | R5 | H30    | R5     | H30    | R5     |        |  |
| 都道府県   | 36             | 56  | 1     | 6  | 1,318  | 1,259  | 1,355  | 1,321  |        |  |
| 政令指定都市 | 19             | 16  | 2     | 0  | 530    | 763    | 551    | 779    |        |  |
| 市区町村   | 355            | 386 | 86    | 72 | 9,159  | 10,940 | 9,600  | 11,398 |        |  |
| 合計     | 410            | 458 | 89    | 78 | 11,007 | 12,962 | 11,506 | 13,498 |        |  |

※1 兼業許可の類型  
(地方公務員法第38条)  
類型 I : 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ねる  
類型 II : 自ら営利企業を営む  
類型 III : 報酬を得て事業又は事務に従事

|        | その他の活動の許可件数 |       |       |       |        |        |        |        | 許可件数合計 |        |
|--------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        | 類型 I        |       | 類型 II |       | 類型 III |        | 小計     |        |        |        |
|        | H30         | R5    | H30   | R5    | H30    | R5     | H30    | R5     |        |        |
| 都道府県   | 471         | 322   | 402   | 207   | 4,955  | 3,540  | 5,828  | 4,069  | 7,183  | 5,390  |
| 政令指定都市 | 113         | 111   | 97    | 70    | 1,132  | 1,238  | 1,342  | 1,419  | 1,893  | 2,198  |
| 市区町村   | 1,342       | 1,320 | 1,659 | 1,745 | 19,992 | 19,536 | 22,993 | 22,601 | 32,593 | 33,999 |
| 合計     | 1,926       | 1,753 | 2,158 | 2,022 | 26,079 | 24,314 | 30,163 | 28,089 | 41,669 | 41,587 |

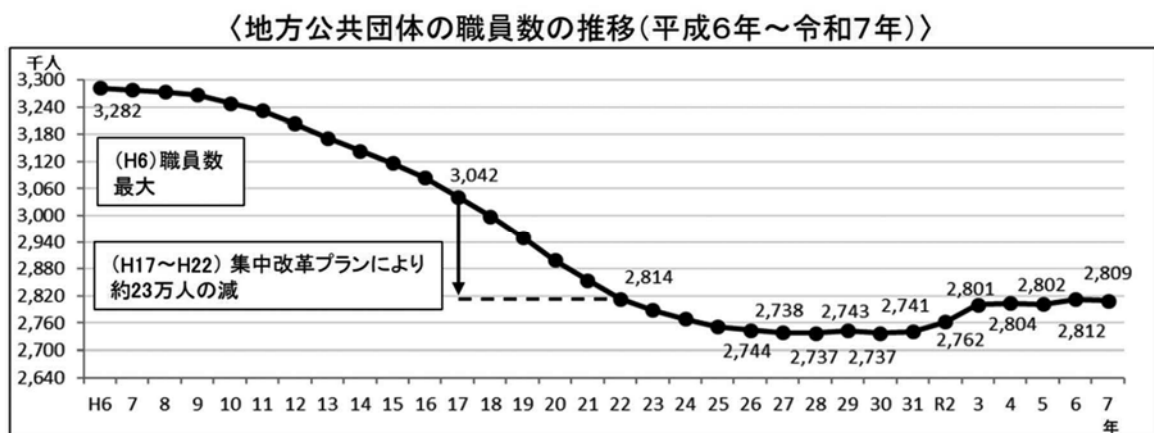
(出所) 総務省 (2025a)

### 3. 自治体職員の副業・兼業の背景 (補論)

続いて、研究生の報告では深く触れられなかった自治体職員の副業・兼業の背景について、若干の補足をしておきたい。

詳細は拙稿 (杉岡 2025a、同 2025b、同 2026) に譲るが、自治体職員の副業・兼業の背景には、近年の働き方改革やコロナ禍を経てのキャリア観や社会貢献意識の変化、それを後押しする制度的変容などがある。また、地域の担い手不足による社会ニーズも無視できない。しかし、最大の要因は、自治体職員を取り巻く環境の変化であろう。しかも、その変化とは、どちらかと言えばネガティブなものばかりである。例えば、自治体職員数については、図表 3 の通り、ピークの約 328 万人 (1994 年) から現在は 15% 減となり、約 280 万人 (2025 年) まで縮小している (総務省 2025b)。

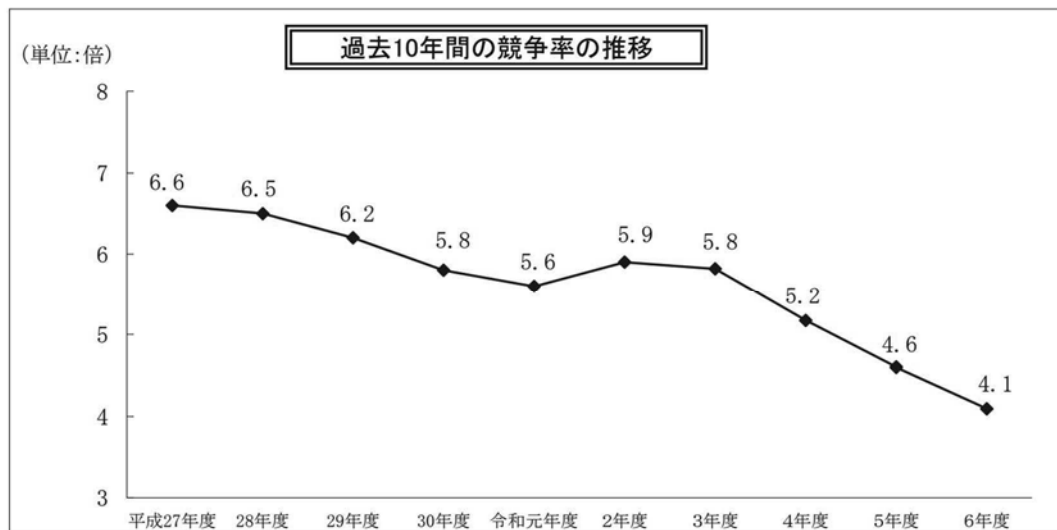
図表 3 地方公共団体の職員数の推移



(出所) 総務省 (2025b)

また、図表4の通り、2015年度（平成27年度）に53万3,600人（6.6倍）いた競争試験受験者数は、2024年度に38万8,000人（4.1倍）にまで急減している（総務省2025c）。

図表4 過去10年間の競争率の推移



(注) 競争率は受験者数/合格者数

(出所) 総務省 (2025c)

より深刻なのは、若手中途退職者の増加である。2013年度には1,564人だった一般行政職30歳未満の離職者数は、2024年度には5,010人にまで激増している（総務省2025d）。すなわち、自治体の現場は、定員が減り続ける一方で退職者が増え続けるという「構造的なジレンマ」に陥っており、これこそが職員が年々増大する業務量と負担感に喘ぐ実態の正体と考えられる（杉岡2026）。

翻せば、副業・兼業など多様な働き方を推進することで、自治体職員という職業や職場そのものの魅力を再構築する必要があるということである。少なくとも変革の姿勢を志望者に見せる必要があるだろう。言うまでもなく、副業・兼業は、活動を通じた職員のスキルアップや、地域ニーズへの直接的な貢献という副次的効果も有する。言うなれば、一石三鳥の施策であり、「選ばれる自治体」に戻るための武器になり得るのである。

実際、岡山県でも最近注目すべき動きがあった。2026年2月13日に瀬戸内市の黒石健太郎市長がSNS（Facebook）において、「令和8年4月から瀬戸内市役所においては、県内で初めて営利企業への従事や自営による兼業を含め副業・兼業を原則解禁いたします。ただし、許可制となっていますので、ご希望される方は総務課へ申請をお願いいたします。背景としては公務員人気の衰退があります。これは全国的な流れですが、瀬戸内市役所においても手元データがある直近7年で採用試験の応募者数が半減以下となっています。

（中略）こんな職場であればぜひ働いてみたいとお感じになっていただける方は、瀬戸内

市役所の職員募集が行われる際にぜひご応募いただければと思います」と発信したのである。トップダウンアプローチが良いか、ボトムアップアプローチが良いかは議論が分かるところであるが、今後「選ばれる自治体」に戻る、あるいは「選ばれる自治体」になるためには、こうした積極的な取り組みを広く伝播させていく必要があるだろう。

#### 4. 積み残した課題

当然のことながら、本研究会で積み残した課題もある。1つは、「質的調査へのアプローチ」である。本研究会ではアンケートによる定量調査により岡山県の全体像をある程度は捕捉できた。しかし、匿名調査であった性質上、具体的にどのような属性の方が、いかなる内容の副業・兼業に取り組んでいるのかまでは詳らかにできていない。また、今回は一般職員を対象としたため、理事者や人事担当課へのアプローチが全く出来ていない。こうした調査ができれば、副業・兼業を飛躍的に進展させるための具体的ヒントが抽出できたと考えている。

2つは、「農業や公共交通分野等における副業・兼業の検討」である。今回の調査結果では顕著な傾向は見られなかったが、全国的に伸びているのは、農林水産業の担い手不足や公共交通のドライバー不足を補完する手段としての副業・兼業である。こうしたニーズは各地域に遍在しており、職員が取り組みやすい領域ではある。しかし、ニーズだけに耳を傾け、無批判にこうした動きを拡大して良いものだろうか。正確には副業・兼業の事例ではないが、筆者が住む福知山市でも長年「ボランティア」の名の下で職員が動員されていたマラソン大会の役務に対して公益通報があり、市法令遵守審査会が3年分の業務に対して816人分計1400万円の追加手当を支払うよう是正勧告がなされた（朝日新聞 2026）。すなわち、人手不足を理由に自治体職員が率先して対応せよという圧力が存在したということである。この事例と特定の産業不足を解消するための副業・兼業には共通点があるように見える。それは「求めているのは専門性よりも単純な労働力であり、充足できれば誰でも構わない」という発想が根底にある点である。確かにこうした活動が新政策の端緒となる可能性もあるが、社会貢献には直結する一方、職員のスキルアップやキャリア形成への寄与は限定的であることを忘れてはならない（嶋田 2022）。ともあれ、こうした論点についても、研究会で十分な議論を尽くせなかった。

3つは、「副業・兼業推進条例の是非」である。オープンセミナーでも紹介したが、大阪府河内長野市は「河内長野市職員兼業推進条例」を2025年3月に制定、同年4月に施行した。これは地方公務員の副業を積極的に推進する全国初の条例として注目された。しかし、現時点で追随する自治体の明確な事例は確認できていない。総務省（2025a）の調査でも、許可基準を明文化している自治体は6割に留まっている。本研究会の調査でも、職場の許可基準の認知度は27%という結果が確認された。すなわち、7割超の職員は自組織の基準すら把握していない。内規や要綱はあくまで行政内部の規程であり、議会や市

民の目に触れる機会は稀である。その意味では、推進の原動力（ドライビング・フォース）としては脆弱と言える。翻って、条例化に踏み込むことで議会や市民の理解を深め、より活動しやすい環境を醸成できるだろう。この辺りの検討も今後の課題である。

いずれにしても、今後改めてこれらの課題についてフォローアップの機会が設けられることを期待したい。

## 5. おわりに

本研究会は本報告書の作成をもって、一定の区切り、すなわちゴールを迎える。しかし、筆者は本報告書こそが岡山県における副業・兼業の「スタート」であると捉えたい。というのも、提言の具現化こそが研究会の真のミッション、すなわち「提案責任」と考えるからである。

本研究会の提言は、①副業・兼業制度の周知、②職場環境の改善、③小規模自治体での推進、の3点であった。その詳細は研究生のスライドに譲るが、研究のための研究で終わらせてはあまりにも勿体無い。研究生の所属自治体での実践はもちろん、セミナーや発表会に参加された多くの自治体での展開を強く期待したい。

最後に、やや大袈裟に聞こえるかもしれないが、自治体の副業・兼業も行く着く先は、地方自治法第一条の二が定める「住民の福祉の増進」のためである。というのも、自治体の副業・兼業の多くは、自らのためであるだけでなく地域社会のために行われているからである。その原点を忘れてはいけない。加えて、この問題を考察する際には、「自治体職員の能力は誰のものか？」という本質的な問いに向き合う必要もあるだろう（杉岡2025b）。

いずれにしても、自治体の副業・兼業分野は依然としてブルーオーシャンであり、今取り組みれば「岡山初」が「全国初」の先駆的事例となる可能性が高い。今後、岡山県全体で「選ばれる自治体」が増えることを祈念して、筆を置きたい。

## 謝辞

研究会に参加いただいた5名の研究生の皆様、アンケートにご協力いただいた自治体職員の皆様、ゲスト講師として話題提供頂いた総務省自治行政局公務員部公務員課長の越尾淳様、岩手県久慈市人事係長の中村武志様、そして何より、通年に渡り研究会の運営全般を支えていただいた岡山県市町村振興協会事務局の福元紳之介氏、福田健二氏に深く感謝申し上げます。

## 参考文献

朝日新聞「マラソン業務、ボランティアじゃない 京都府・福知山市、職員に追加手当」

2026年2月13日 (<https://www.asahi.com/articles/DA3S16403414.html>)

(2026年2月13日閲覧)

黒石健太郎 facebook

([https://www.facebook.com/kentaro.kuroishi/?locale=ja\\_JP](https://www.facebook.com/kentaro.kuroishi/?locale=ja_JP)) (2026年2月

13日閲覧)

嶋田暁文 (2022) 「広がる公務員の副業と農業」『日本農業新聞』2022年10月30日号。

杉岡秀紀 (2024) 「週休3日制と公務員」 『自治日報』12月16日、自治日報社。

杉岡秀紀 (2025a) 「地方公務員の兼業・副業の現在地と課題、展望」『地方公務員月報』10月号、総務省自治行政局公務員課、2-17頁。

杉岡秀紀 (2025b) 「地方公務員の能力は誰のものか」『「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」地方公務員の働き方に関する分科会』配布資料。

杉岡秀紀 (2026) 「兼業・副業が拓く「選ばれる自治体」への道」『自治体学』39-2号、自治体学会、12-13頁。

総務省 (2025a) 「地方公務員の兼業に関する技術的助言の通知」。

([https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei11\\_02000242.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei11_02000242.html))

(2026年2月13日閲覧)

総務省 (2025b) 「令和7年度地方団体定員管理調査結果の概要」

([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001047894.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001047894.pdf)) (2026年2月13日閲覧)

覧)

総務省 (2025c) 「地方公務員における働き方改革に係る状況」。

([https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei11\\_02000254.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei11_02000254.html))

(2026年2月13日閲覧)

総務省 (2025d) 「令和6年度 地方公務員の退職状況調査」。

([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001048098.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001048098.pdf)) (2026年2月13日閲覧)

覧)



# 県内市町村アンケート



## アンケートの実施方法

- 真庭市総務課のご協力をいただき、岡山県・市町村 電子申請サービスを利用して岡山県内27市町村にアンケートを実施しました。

## アンケートの実施期間・回答者数

- 2025年11月10日（月）から12月5日（金）まで実施し、1,907名から回答いただきました。

## アンケートの補足説明

- 回答者数は1,907名となっていますが、各設問で単一回答となっているにも関わらず、回答件数が一致していないものもあります。回答者の回答忘れ、または複数の選択肢に回答した場合等が考えられますので、あらかじめご了承ください。
- 各設問のその他の回答内容及びQ11,Q16,Q18は紙面の都合により掲載しておりません。

アンケート集計結果 (回答者数 n=1,907) (単位:人)

自治体別回答者数

|       |       |
|-------|-------|
| 岡山市   | 13    |
| 倉敷市   | 292   |
| 津山市   | 169   |
| 玉野市   | 60    |
| 笠岡市   | 68    |
| 井原市   | 180   |
| 総社市   | 44    |
| 高梁市   | 140   |
| 新見市   | 57    |
| 備前市   | 33    |
| 瀬戸内市  | 110   |
| 赤磐市   | 23    |
| 真庭市   | 173   |
| 美作市   | 0     |
| 浅口市   | 78    |
| 和気町   | 29    |
| 早島町   | 52    |
| 里庄町   | 47    |
| 矢掛町   | 32    |
| 新庄村   | 8     |
| 鏡野町   | 70    |
| 勝央町   | 9     |
| 奈義町   | 11    |
| 西粟倉村  | 16    |
| 久米南町  | 2     |
| 美咲町   | 139   |
| 吉備中央町 | 52    |
| 合計    | 1,907 |

**職位**

|       |       |
|-------|-------|
| 管理職   | 315   |
| 監督職   | 548   |
| 一般職   | 905   |
| 非常勤職員 | 139   |
| 合計    | 1,907 |

**職種**

|     |       |
|-----|-------|
| 事務職 | 1,335 |
| 技術職 | 191   |
| 専門職 | 276   |
| その他 | 105   |
| 合計  | 1,907 |

**所属部署**

|          |       |
|----------|-------|
| 議会       | 21    |
| 秘書       | 13    |
| 出納       | 26    |
| 監査       | 9     |
| 総務       | 155   |
| 企画       | 70    |
| 財政       | 38    |
| 情報・DX    | 38    |
| 住民窓口     | 142   |
| 税務       | 87    |
| 保健・介護福祉  | 257   |
| こども・子育て  | 162   |
| 環境       | 74    |
| 文化観光     | 53    |
| 産業振興     | 58    |
| 農林水産     | 103   |
| 建設・建築・土木 | 184   |
| 教育       | 176   |
| 病院       | 18    |
| 上下水道     | 108   |
| その他      | 225   |
| 合計       | 2,017 |

## 在職年数

|     |     |
|-----|-----|
| 1年  | 225 |
| 2年  | 121 |
| 3年  | 93  |
| 4年  | 70  |
| 5年  | 58  |
| 6年  | 55  |
| 7年  | 69  |
| 8年  | 40  |
| 9年  | 52  |
| 10年 | 57  |
| 11年 | 53  |
| 12年 | 38  |
| 13年 | 39  |
| 14年 | 35  |
| 15年 | 41  |
| 16年 | 42  |
| 17年 | 32  |
| 18年 | 19  |
| 19年 | 28  |
| 20年 | 47  |
| 21年 | 29  |
| 22年 | 37  |
| 23年 | 46  |
| 24年 | 37  |
| 25年 | 63  |

|     |       |
|-----|-------|
| 26年 | 36    |
| 27年 | 31    |
| 28年 | 31    |
| 29年 | 40    |
| 30年 | 66    |
| 31年 | 33    |
| 32年 | 41    |
| 33年 | 44    |
| 34年 | 41    |
| 35年 | 29    |
| 36年 | 18    |
| 37年 | 16    |
| 38年 | 16    |
| 39年 | 7     |
| 40年 | 11    |
| 41年 | 4     |
| 42年 | 2     |
| 43年 | 2     |
| 44年 | 4     |
| 45年 | 0     |
| 46年 | 1     |
| 47年 | 0     |
| 48年 | 0     |
| 49年 | 0     |
| 50年 | 0     |
| 合計  | 1,899 |

## 年齢

|      |       |
|------|-------|
| 20歳代 | 262   |
| 30歳代 | 446   |
| 40歳代 | 514   |
| 50歳代 | 575   |
| 60歳代 | 112   |
| 合計   | 1,909 |

**Q1.あなたは副業・兼業をしたことがありますか？**

|    |       |
|----|-------|
| ある | 207   |
| ない | 1,696 |
| 合計 | 1,903 |

**Q2.どのような種類の副業・兼業ですか？**

(Q1.で「ある」と答えた人)

|             |     |
|-------------|-----|
| 農業          | 54  |
| サービス業       | 11  |
| 自営業（実家を含む。） | 12  |
| その他         | 140 |
| 合計          | 217 |

**Q3.あなたの職場は副業・兼業しやすい環境だと思いますか？**

(Q1.で「ある」と答えた人)

|      |     |
|------|-----|
| 思う   | 104 |
| 思わない | 100 |
| 合計   | 204 |

**Q4.どのような理由でそう思いますか？《複数回答可》**

(Q3.で「思う」と答えた人)

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 業務量が少ない         | 11  |
| 上司の理解がある        | 48  |
| 周囲が応援してくれる      | 10  |
| 有給休暇を取得しやすい     | 40  |
| 副業しやすい職場の雰囲気だから | 14  |
| その他             | 29  |
| 合計              | 152 |

**Q5.どのような理由でそう思いますか？《複数回答可》**

(Q3.で「思わない」と答えた人)

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 業務量が多い             | 56  |
| 上司の理解がない           | 8   |
| 周囲が応援してくれない        | 5   |
| 有給休暇を取得しづらい        | 25  |
| 副業・兼業しにくい職場の雰囲気だから | 33  |
| その他                | 30  |
| 合計                 | 157 |

**Q6.あなたが副業・兼業しない理由は何ですか？《複数回答可》**

(Q1.で「ない」と答えた人)

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| 業務量が多い                     | 591   |
| 上司の理解がない                   | 97    |
| 周囲が応援してくれない                | 58    |
| 有給休暇を取得しづらい                | 234   |
| 副業・兼業しにくい職場の雰囲気            | 304   |
| 副業・兼業の必要性を感じない             | 458   |
| 副業・兼業をやってみたいがどうすれば良いかわからない | 567   |
| その他                        | 267   |
| 合計                         | 2,576 |

**Q7.あなたは営利企業への従事以外に次のもので**

**取り組んでいることがありますか？《複数回答可》**

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| NPO法人の業務              | 23    |
| 地域のボランティア活動           | 378   |
| 農業                    | 242   |
| スポーツの指導（スポーツ少年団・部活動等） | 123   |
| 自主勉強会の主催              | 22    |
| 不動産経営                 | 15    |
| 家業の手伝い                | 132   |
| 特にない                  | 1,160 |
| その他                   | 90    |
| 合計                    | 2,185 |

**Q8.副業・兼業以外の取り組みの報酬についてどのように考えていますか？**

|              |       |
|--------------|-------|
| 報酬は必要        | 911   |
| 無報酬が良い       | 223   |
| 少しでも報酬があれば良い | 742   |
| その他          | 79    |
| 合計           | 1,955 |

**Q9.あなたが職場外で、副業・兼業以外の取組みから得られるものは何ですか？《複数回答可》（Q7で「特にない」以外で答えた人）**

|               |       |
|---------------|-------|
| 業務以外の知識・経験    | 766   |
| やりがい・生きがい     | 673   |
| 少額の報酬         | 443   |
| 自組織以外の人間関係    | 574   |
| ストレス解消        | 304   |
| 自分自身のブラッシュアップ | 453   |
| 将来の転職に備える準備   | 272   |
| その他           | 58    |
| 合計            | 3,543 |

**Q10.あなたは副業・兼業に繋がる勉強や活動をしていますか？《複数回答可》**

|               |       |
|---------------|-------|
| 資格取得の勉強       | 293   |
| 自主勉強会の参加（主催）  | 65    |
| 業務に関連する読書     | 202   |
| 業務以外の分野の読書    | 282   |
| 研修会への参加       | 193   |
| 他の自治体（組織）への視察 | 37    |
| 特に勉強や活動をしていない | 1,303 |
| その他           | 33    |
| 合計            | 2,408 |

**Q11.あなたはフレックスタイム制度について  
どのようにお考えですか？**

《自由記述》

★932

**Q12.あなたはフレックスタイム制度も含めて、どのような  
人事制度が副業・兼業に有効だと思いますか？《複数回答可》**

|            |       |
|------------|-------|
| フレックスタイム制度 | 958   |
| 時差出勤       | 702   |
| 変形労働時間制    | 378   |
| 週休3日制      | 1,177 |
| 有効なものはない   | 168   |
| その他        | 103   |
| 合計         | 3,486 |

**Q13.副業・兼業に関する総務省からの技術的助言の通知を  
知っていますか？**

|       |       |
|-------|-------|
| 知っている | 394   |
| 知らない  | 1,512 |
| 合計    | 1,906 |

**Q14.あなたの自治体には兼業許可基準があるかどうか  
知っていますか？**

|       |       |
|-------|-------|
| 知っている | 511   |
| 知らない  | 1,394 |
| 合計    | 1,905 |

**Q15.あなたは自治体職員の副業・兼業についてどのように考えていますか？**

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| 副業・兼業をした方が良い             | 244   |
| 副業・兼業はしない方が良い            | 91    |
| 副業・兼業をする人もいれば、しない人もいるが良い | 1,497 |
| 副業・兼業をするくらいなら転職した方が良い    | 84    |
| その他                      | 49    |
| 合計                       | 1,965 |

**Q16.前述のように答えた理由を教えてください。**

|        |      |
|--------|------|
| 《自由記述》 | ★490 |
|--------|------|

**Q17.自治体で副業・兼業をしやすい環境を整えるために何が重要だと思えますか？《複数回答可》**

|                |       |
|----------------|-------|
| 業務量の削減         | 1,017 |
| 職場風土の改善        | 926   |
| 週休3日制等、働き方の見直し | 1,128 |
| 首長の理解          | 733   |
| 議会の理解          | 556   |
| 周辺自治体での取組み     | 426   |
| 何をやっても難しい      | 131   |
| その他            | 117   |
| 合計             | 5,034 |

**Q18.その他、副業・兼業についてご意見をお聞かせください。**

|        |      |
|--------|------|
| 《自由記述》 | ★387 |
|--------|------|



令和7年度調査研究事業

自治体における副業・兼業を検討する研究会 報告書

発行日 令和8年3月31日

発行者 公益財団法人岡山県市町村振興協会

〒700-0975 岡山市北区今2-2-1

電話番号 086-245-4882

印刷 友野印刷株式会社



この調査研究事業は、サマージャンボ宝くじの収益金を活用しています。  
宝くじは是非、**岡山県内**でお買い求めください。